

平成21年 第2回基山町議会（臨時会）会議録（第1日）

招 集 年 月 日	平成 21年 11月 4日						
招 集 の 場 所	基山町議会議場						
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開会	平成21年11月 4日 9時31分			議長	酒 井 恵 明	
	閉会	平成21年11月 4日10時56分			議長	酒 井 恵 明	
応（不応）招 議員及び出席 並びに出席議員 出席 13名 欠席 0名 (欠員 1名)	議席 番号	氏 名		出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別
	1	大 山 勝 代		○	8	林 博 文	○
	2	重 松 一 徳		○	9	大 山 軍 太	○
	3	後 藤 信 八		○	10	松 石 信 男	○
	4	鳥 飼 勝 美		○	11	原 三 夫	○
	5	片 山 一 儀		○	12	平 田 通 男	○
	6	品 川 義 則		○	13	池 田 実	○
					14	酒 井 恵 明	○
会議録署名議員	2 番 重松 一徳			3 番 後藤 信八			
職務のため議場 に出席した者の 職 氏 名	(事務局長) 古 賀 敏 夫		(係長) 古 賀 初 美		(書記) 毛 利 博 司		
地方自治法第121条 により説明のため 出席したものの 職 氏 名	町 長	小 森 純 一					
	教 育 長	松 隈 亞旗人					
	総 務 課 長	大 石 実					
	こ ども 課 長	内 山 敏 行					
	まちづくり推進課	平 野 勉					
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

基 山 町 議 会

会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3	第62号議案	放課後児童教室建設工事請負契約について

～午前9時31分 開会～

議長（酒井恵明君）

ただいまの出席議員数13名で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立致しました。

これより平成21年第2回基山町議会臨時会を開会します。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（酒井恵明君）

日程第1 会議録署名議員の指名を議題と致します。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、重松一徳議員と後藤信八議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（酒井恵明君）

日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。会期は、本日1日間と決めるにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 第62号議案

議長（酒井恵明君）

日程第3 第62号議案 放課後児童教室建設工事請負契約についてを議題とします。

この際朗読を省略し、これより提案理由の説明を求めます。町長。

町長（小森純一君）（登壇）

皆さんおはようございます。本日は臨時会を開催いたしましたところ、大変ご多用の中皆様方ご出席をいただきまして、ありがとうございます。

早速でございますが、提案理由の説明を申し上げます。

第62号議案 放課後児童教室建設工事請負契約についてでございます。

工事名、放課後児童教室建設工事でございますが、このことにつきましては、21年第1回定例会で議決をいただき、その後準備を進めてまいりました、そして10月26日に指名競争による入札を行いました。参加業者は、内山建設株式会社、株式会社坂口組基山支店、鳥飼建設株式会社、安永建設株式会社の4業者による入札を行いました。その結果、安永建設株式会社が53,000,000円で落札いたしました。請負代金55,650,000円は消費税を含めた代金でございます。工期につきましては、平成21年11月5日から平成22年3月26日までとなっております。どうぞご審議賜りますようお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

以上で提案理由の説明が終わりましたので、ここで暫時休憩いたします。

～午前9時35分 休憩～

～午前9時45分 再開～

議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開します。

第62号議案に対する質疑を行います。池田議員。

13番（池田 実君）

財源の内訳について確認をさせて下さい。

議長（酒井恵明君）

こども課長。

こども課長（内山敏行君）

予算上では、4,900万が地域活性化の交付金で平成20年度の繰越分でございます。それと1,000万が平成21年度の補正予算ということで前回お願いした分でございます。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

今、こども課長が言いましたけども、その内の国費がですね、国庫支出金は29,947,000円でございます。

議長（酒井恵明君）

池田議員よろしゅうございますか。池田議員。

13番（池田 実君）

もう少し明確にお答えいただけませんか。29,947,000円と1,000万円しか今話しがないんですけど。先ほどの4,900万円と言うのは。地域活性化。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

4,900万円と言うのは、地域活性化・生活対策臨時交付金事業というのが、4,900万円でございます。その内29,947,000円が国庫支出金になっております。〔呼ぶ者あり〕

起債の方は、調べさせてもらってよろしいでしょうか。4,900万の内の残りが一般財源になっておりますけども、起債の方は調査させていただきます。

議長（酒井恵明君）

総務課長、今のうちに問い合わせをして下さい。それに対する質問もあるでしょうから。しばらく時間下さい。

答弁調整のため暫時休憩します。

～午前9時50分 休憩～

～午前9時52分 再開～

議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開します。

総務課長。

総務課長（大石 実君）

どうも申し訳ございませんでした。55,650,000円の内訳でございますけどもその内の国庫支出金が29,947,000円が国庫支出金でございますして、残りの25,703,000円につきましては一般財源でございます。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

起債はございません。

議長（酒井恵明君）

池田議員。

13番（池田 実君）

今、国庫支出金が29,947,000円となってるんですけども、民主党に変わってこれが無くなる可能性はないんですか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

現在のところ、これは無くなるというのはい聞いていません。

議長（酒井恵明君）

ほかにご覧いませんか。

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）

これはですね、長年の基山町のひまわり教室の移転と言うことで、子育てをされてある若いお父さんお母さん達の子供さん達のひまわり教室と言うことで非常に喜ばしいことだと思います。先ほどから町長の提案理由がありましたけど、思ってたけどシラットした提案理由で、もっと町民に対して、この分のどう言う施設なのか、極端な場合、設備、エアコンが付くのか、設備内容はこの契約ではどこまで行っているのか、ほかにもどういう設備、ちょっというならエアコンの設備とか消防法組織とか、どういうところまで、5,500万に入っているのか、このほかに設備はどうゆうふうにしてエアコンはつけますとか、そういう補足説明があつて、私はしかるべきと書いていたんですけど、ぜんぜん担当課長からの、そういう補足説明もなくてですね。表だけの提案理由があつたと私思って非常に残念なんです。こういう大事な施設、町民に対しての施設はどういうことをすると、そこまで補足説明があつてしかるべきと書いております。それで先ほどいわれました、総務課長がいわれました、2,900万円を除き全部一般財源ということですけど、それだけ余裕があればいいんですけど、これは当然、一般単独事業債として、私は起債と言いますか、そういうのは認められると思うんですよ、基山町で起債はしなくてもいいですよ、お金ありますから、後は全部2,500万しますと言うことですけど、こういう施設、長年、10年、20年にわたって使う施設ですよ。今の住民の方だけで一般財源にしなくて、ある程度、将来にわたって利用される。町民の皆さん方にとってもですよ、私は、起債が当然あると書いていますが、今、ないということですけど、これは町のほうから申請をされる予定はなくて、うちの一般財源で賄うという方針なのか、私は、将来の後年度負担についても将来のご父兄に負担をしていただくためにも当然、今の住民が全額一般財源で賄うよりも、起債というか10年20年の起債、当然単独事業債として県のほうから認められると思いますけど、5,565万円のどういうところまでの設備なのか、その他に備品として別途あると思いますけど、その辺の設備内容、これは建物だけなのか、それと財源内訳について質問いたします。

議長（酒井恵明）

こども課長。

こども課長（内山敏行君）

放課後児童教室の建設工事につきましては、いろいろ議会の方からもご指摘がありまして、やっとこの段階に来たということでございます。資料のですね、平面図を見て頂きたいと思います。位置につきましては、前のページに戻りますけれども、基山小学校の一番南西ということで、中学校との境の道路のところに、教育委員会と協議をさして頂いて、この場所に設置をさして頂くということになります。次の平面図ですけれども、先ほど議員さんから言われました、エアコンとか消防設備とか緊急の連絡の設備等については、すべて入っております。それと前回もご説明したかもしれませんが、1階には、多目的トイレ等を設けております。基本的には、1階2階とも同じような作りになっていまして、2教室に分けることを前提に設計をしていただいております。

広さ的には十分ではないかもしれませんが、一応、当初お願いしておりました60名、60名の120名を想定しておるということで、この延べ面積からしますと120名で割りますと2.47平米1人当たりですね。ガイドラインでは1.65平米以上ということを示されておりますけれども。これが生活スペースというようなことで、細かくは指示がされておられませんけれども、フローリングと言いますか、横に線がずーと入っている、床の部分だけで見ますと、1.85平米ございますのでこれが生活スペースととらえるとある程度ガイドラインに添った数字にはなっていると思っております。それから、一番左したにはそれぞれ静養コーナー、あまり広くありませんが、畳3枚分とって頂いたのと、そこを兼用で指導員さんの休まれる場も一緒に使って頂ければと思っております。

それから、このほかの机とか下駄箱とか備品関係については、別途予算化をさせていただいておりますので、その中で対応させて頂くということになると思っております。その後の図面につきましては、それぞれ東西南北から見た立面図となっておりますので、見て頂ければと思います。外観の色とか色調関係については、小学校と違和感がないようにと話をさして頂くと思っております。以上でございます。

議長（酒井恵明）

総務課長。鳥飼議員の質疑に対して、答弁できる範囲でいいです。

総務課長（大石 実君）

起債の関係は、臨時交付金の場合説明等がぜんぜん無かったと言うことを言っております。交付金の補正をお願いしたのが3月だったですね期間的になかった関係もございまして、その件についてはですね、調査をしております。多分そういった起債関係の説明等がなかったから、できなかつたろうということですが、はっきり確認はしておりませんので、申し訳ございませんけど後でお知らせをしたいと思っております。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）

こう言う説明を町長が、提案理由の後にですね、こども課長が言われたような、資

料があるから、これについて、町長がいつも言われる協働のまちづくりの説明責任と思うんですよ、町長は提案理由を何行か言われて、後でですね担当課長さんなりにこう言うことで、議会に対する説明というのは、町民に対する説明ですから、こう言う施設を作りますよと、当然あってしかるべき、あるものと私は思っておったものですから、今後ともやはりそう言うのは積極的に、聞かれてからしか答えんと言う考えでなくて、自ら情報開示をお願いしたいと思います。それと先ほどの総務課長の今のご質問ですけどね、基山町については、それだけ財源が裕福だから、全部一般財源でしますから、説明も無かったから、起債も何も知りませんですよと、そういう事ではないと思いますけど、やはり県と財政当局と検討をして、施設にもよりますけども、こう言うように長く使う施設については、経費の削減と言いますか、あれば現金で買えたが一番いいですけどね、その検討は当然されてしかるべきであって、そういうことについて今後とも十分体制をしていただいて、財源内訳については、現年のいまの人達だけに負担すべき性格のものではないと思いますので、その辺は十分検討して下さい。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）

平面図を説明して頂いたんですが、2教室に分けると言うことで、4年生まで受け入れるというふうに聞いておりますが、これは、1階と2階どういうように分けられるのかですね、説明をお願いします。

議長（酒井恵明君）

こども課長。

こども課長（内山敏行君）

2クラスに分けるということではしておりますが学年を見ますとですね、非常にばらつきがあってですね、例えば1年2年、3年4年を一緒にしようといっても人数がばらつきがございます。その分いかなのがございますので、先生方ともいろいろ話しをしているんですが、逆に1年と4年を組み合わせたりとか、2年3年組み合わせてもいいんじゃないかと、1年生の小さい子を4年生が見るとということも指導上非常にいいと言うことで、今、指導員の先生方とお話をしております。人数的には出来るだけバランスが取れるようにとは思っておりますけれどもその当り若干、組み合わせと言いますか、検討しているところです。後は地域で分けるか、ということもしておりますけども。地域となりますと非常に、逆に先生方の把握も難しいし、隣に友達がいるからと、保護者の方からも意見が出て非常に反論しにくいと、基本的には、学年で分けていと言うふうに思っております。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）

基本的に学年でと言うことであればですね、例えば1階は1、2年生を中心にと2階は3、4年生を中心と言う形に基本的にはなる。いや先ほどね、私もそうかなあと思ったんだけど、1年生を4年生が見るというのも非常にいいのかなと、見るわけで

はないんですけど、一緒に遊ぶと言うか、私いいのかなあというふうに思うんですが、基本的には、1、2年生と3、4年生という形になると、いうふうに理解していいんですか。

議長（酒井恵明君）

こども課長。

こども課長（内山敏行君）

今言いましたように、同じような人数にならない場合も含めて、学年を飛ばして1年4年とする場合もあるし、2、3年一緒にするとか、最終的に決定はしていません。ただ地域別に分けると言うのは、ちょっと難しいかなと思っています。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）

分かりました。トイレ1、2階あるんですけどもトイレについて説明をお願いします。1階のトイレと2階のトイレと多目的も含めてどういうふうな、もちろん男女に分かれていますと思いますが、洋式、和式を含めて。

議長（酒井恵明君）

こども課長。

こども課長（内山敏行君）

平面図の方を見て頂くと1階が上のほうの図面になります。一番左上の角ですね、が男子のトイレ、それから女子のトイレになります。真ん中あたりが多目的WCと言うことで、これが身障者の方を想定してということで、1階には、多目的トイレを作っています。当然、男女兼用ですから、足りないときは、健常者の方も使うということになるかと思っています。2階につきましては、上のちょうど真ん中辺りになります。階段の上がりのところになりますが、その所が女子トイレ、その下が真ん中あたりになります、男子トイレと言うことで、それぞれ1階2階にトイレを設置しておるところでございます。

洋式と言うことでしております。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）

あの何点かについて質問したいと思いますが、まず1点は、小学校の改築にしてもそうですけども、改築して、完了して、実際それを活用する段階になって問題が出てくる、シックハウス症候群についてですけども、この辺の関係は今回の学童保育については、十分検査されているのかと、問題になるのが、必ず完了してですね、実際それを活用する段階になって、いろんなシックハウス症候群によるトラブルが起こると言うのがありますので、この辺がどうされているのかと言う点と今、学童保育、旧公民館を使ってされていますけども、例えば生活塾きやまと支援されておりますね、楽縁きやまが、こう言うふうに学童保育も今、いろんな方の支援に基づいて運営されておると、今回新しく小学校に作った段階で、今までの支援組織と今後どのようなかわりを持っていくのかと場所は例えば旧公民館をそのまま、例えば楽縁きやまが使

うというふうになれば、場所も離れると、言う問題も起こりましょうし、この辺の関係ですね、どのように考えられているのかなあとと思います。まとめて質問しますけれども、あとですね、契約の関係ですね、条例で5,000万以上については、議決に付すべき中身になってるわけですけども、私が例えば、市は1億5,000万とかですね、県は5億とかありますね。この基山町の5,000万と言うのがですね、いつの段階から5,000万になっているのかと、と言うのは、例えば、基山町の50億からの財政規模からしてですね、5,000万ぐらいをいちいち議決を求めるのはですね、私はどうなのかなあと思うんですね。これいつぐらいからなっているのかと、国からの諮問といいますか、国がこうしなさいと、町だけで単独に金額の変更、例えば1億から以上とかにですね、出来ないとかという問題があるのか分かりませんので教えて頂きたい。それからですね、あと1点ですけども今回4社が入札に参加されていると、例えばどういう基準に基づいて、一般指名競争入札4社になったのかと、必ず基山町の場合でもですねこの業者のランクがあると思うんですね、Aランク、Bランク、Cランクまであるかどうか分かりませんが、それに基づいて業社を指名して呼ばれて、それが4社しかいなかったと、5,000万ぐらいの工事ですので、例えばもう少し個人の建設会社とかですねあるかと思えますし、その辺ぐらいまで幅広くですね、今から先、業者選定で呼ぶような施策をしないと4社か、5社ぐらいでなるとこの辺のランク分けですね、ランク分けとそのランクに何業者が基山の方で、指名の申請を出されているのかと、言うのが分かれば、この辺についても一緒に教えて頂きたいと思えます。以上4点質問します。

議長（酒井恵明君）

こども課長。

こども課長（内山敏行君）

ただいまの質問で、シックハウスの関係については、設計業者の方と話もしておりますので、そう言うことは無いと思っております。床の方にも椋の木といいますか小学校に張ってるのを使うようにしておりますし、そのあたりで対応と言うことでさせて頂いております。それから楽縁きやまさんの協力を今得ております。時間延長の分、今6時までですから、それを7時まで見て頂いておると、これについては一応うちの方が時間延長の分の対応が出来ておりませんので、ひまわり教室の分だけというふうになります。こちらとしては、時間延長するならば、当然コスモス教室の方もとなりますから指導員さん方と話しをしてしております。これが来年の4月からすぐできるかどうか分かりませんが、なかなか貴重な時間6時から7時までということですので、非常に難しいんですが、協力をいただけるように今指導員さんと話をしております。22年の4月からすぐできるかどうかは未定です。こう言うことも、楽縁きやまの責任者の方とお話をしております。最初、何とか一緒にそのまま継続して出来ないかということもお話をしておりました。例えば、小学校の方に移りますから、ひまわり教室がですね、今の状態のように2階にぼんと上がるというふうには出来ませんので、迎えに来て頂くか、送ったりするかということも、時間延長になる場合ですね、非常に危険も伴うし、どうかなということですね、話をずーとしておりましたけれども、やはり対応としては、こちらの指導員さんに協力を頂いて時間延長なりをした方がいいだ

ろうというふうな話になっておりますので、今、ちょっと協議中ということであると、楽縁きやまさんの方は、もしそういう時間帯を町の方でされるならば、私たちはかまいませんと言うことを言っていたいております。ただ、楽縁きやまさんの方には、内が対象年齢としている3年生以上の方も見ておられますので、そのあたりで、今までどおり継続をされるのかなあと思っております。

議長（酒井恵明君）

こども課長、シックハウス症候群も協議中、支援組織の方も楽縁さんとも、指導員さんとも協議中ということですが、協議が済めば早い段階でまた議会の方になんらかの形で、報告していただきますよう議長から要請しておきます。

こども課長（内山敏行君）

シックハウス症候群は、設計段階から対応してもらっているということです。

支援組織の方は分かりました。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

ご質問の分でございますけれども、5,000万以上の根拠と言いますか、それにつきましては、地方自治法の96条第1項5号にその種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること、ということになっております。その政令につきましては、地方自治法施行令の121条の2の第1項によりまして、町村においては、5,000万円以上、市に置きます場合は、先ほど言われましたように15,000万円以上、政令都市で確か3億以上だったと思います。そう言うふうに決められておりますので、それに基づいて条例で定めております。4業者と言う件でございますけれども、一応、5,000万円以上は、建築一式の場合はA級ということでしております。A級につきましては、県の等級表のA級及びB級に該当するところをA級としております。基山町内では4業者しかございません。以上でございます。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）

シックハウス症候群の関係は、科学的に調査をしないと「無いと思います」ということだったら後で問題が起これると思うんですよ。特に軽量鉄骨なんかを使ってする場合は、塗装を大分下にする関係もあって、具体的に化学的に検査をする中でしとかないとあとから出てきたときが、問題が起これるのかなあと思っておりますので、これは設計段階からどういうふうな塗料を使うとかどう言う材料を使うとか言うのは資料としてから提出されてるんですか。

議長（酒井恵明君）

こども課長。

こども課長（内山敏行君）

すみません。資料としてと、塗料の内容までどこに書いてあるか、私も見ておりませんが、一応細かい設計書が上がってきております。この中で鉄骨の内容だったり釘の1本まで全部指定がされていてですね、材料等についても例えば床の部分であれば、

檜の何センチのを使うとかですね、そいったのは全部指定がされていますので、塗料関係も示されていると思っております。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）

私も具体的に専門的なところまでは詳しく知りませんが、いろんな今アレルギーを持ってある方とかですね、いらっしゃいますし、子ども達の中にも沢山そうゆうあれがいますので、なるべくトラブルが起こらないように事前に対処できるところは、対処して頂きたいと思っています。契約の関係で質問していた部分で、この5,000万と言うのが、私はもう、金額は上げるべきなのかなあと、議会にかけるあれですね、基山にA級が4社と言う話でしたよね、基山に指名願を出している業者ですね、先ほど言われましたA級、B級、これは県のA級、B級が県に出しているのが4社と言うことでしょうか。基山のですよ、今実際に建設業で出されてる業者がですね、何社あってから、Aランク、Bランクですよ、A級、B級これは何社あるのかと言うのを知りたいんですよ、なぜかと言うとずっと私も廻ってて実は基山の入札そのものが少なくしていると、出来れば、自分達は小さな会社だけでも例えば施工管理技師もちゃんといると、基山町に入札も出しているんだとしかし、ランク的に見れば呼ばれないと例えば、JV方式を組んででも参加したいと言う業者もいらっしゃると思うんですね。だから今から先基山が公共事業で業社に対して仕事を落とすときになるべく幅広くするような施策を考えていかないと、ここ議員になって何回か見ますけども、どうしてもある程度大きい工事数が限られていますね。基山町内の業者数が。その辺はもう少し、どうかやり方も含めてですね、検討して頂くべきかなあと、数的な物を聞いております。これまた今日でなくてもいいですけども分かれば教えて頂きたいと思っています。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

町内のA級は、先程言いましたように今回4社でございましたけれども、A級に該当するもともとの数は5社ございます。ただ1社が辞退等してございましたものですから、それは入れておりません。C級が1社でございます。以上でございます。

議長（酒井恵明君）

総務課長、町内のB級はおられないと。総務課長。

総務課長（大石 実君）

B級は1社でございます。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）

ちょっと確認ですけど、先ほど鳥飼議員の質問の中で設備の内容についての質問がありましたけど、はっきりして頂きたいのは、6月の補正の時に456万ですかね放課後児童教室備品整備で臨時交付金を活用して予算化をされております。そのときの説明

の中に机とか道具入れとかカウンターとかですねそういうものを追加予算として入れておりますけれども、この図面で設備概要が載っておらないので、分かりません。5,565万でどういう設備、備品があって、それに入らない部分がですね、456万の予算のほうであると、言うようなことが全然分かりませんので、良く見ると図面の中カウンターと言うのが1、2階とも入っていますね、前回の説明の中ではカウンターも456万の中から事業費として計上するということを聞いておりますけれども、その辺の本体工事と本体に伴う設備と追加備品とのですね、区分はどうなってるのかちょっと教えて頂けませんか。

議長（酒井恵明君）

こども課長。

こども課長（内山敏行君）

この建築工事の分と備品の関係ですけれども、明細を上げておりませんので、大変申し訳ございませんが、カウンターということで点線が入っておりますけれども一応示すだけと言うことで、カウンターの分については、備品扱いで考えております。それと下の給湯関係は工事の中に入っております。それと備品につきましては、子ども達を利用する机、座卓関係、それから椅子、それと下駄箱、傘立て等を備品扱いにしたいと、カウンターもですけれどもそういったものを備品に扱いたいとそれから本箱等これは今から指導員さん方と設計の平面図を見ながらですね、配置関係を考えながら決めていきたいと思っています。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）

こう言うの出されるとき何か一体的にあとの予算案も出とるわけなんで、設備の概要みたいな形で、参考資料として付け加えて頂いとくとですね、あえてわざわざ質問する必要も無いし、なんかこの5,565万円の議決の資料として、図面はしっかりありますけど、専門家が見たらこれがこんくらい掛るからこんなもんかなあと分かるかもしれないですけど、概要がぜんぜん分からんのですよね、概要が、全協のときは、これが重量鉄骨で、耐震をきちっとしてですね、そういうことを言われたから5,565万円もかかるんでしょ、普通のこれくらいの大きさだったら軽量鉄骨で十分なぐらいの住宅ですよ、これ、人が50人も100人も乗るから重量鉄骨にせないかとそう言うことで5,565万円も掛かるわけで、その辺のデータも資料も何も無しに図面と請負契約だけです、これでは本当に何も分からんというか、残念ながらそう言う気が致します。資料で結構ですので、今後のこう言う大型案件についてはですね、是非そう言う資料を添付して頂きますように要望しときます。よろしく願います。

議長（酒井恵明君）

先ほどの重松議員の質疑に対しての答弁の訂正をしたいと言う要請がありましたので、許可しておりますので、総務課長。

総務課長（大石 実君）

基山町内の業者の件ですけれども、A業者4業者、これは基山町のABCで言っております。基山町のA業者が4業者で、基山町のB業者が1業者で、基山町のC業者が1

業者でございます。そういう事でございます。辞退者はございませんでした。すみません。鳥飼議員のもお願いします。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員のもわかっていますか。それでは、鳥飼議員の質疑の答弁もここで、許可します。総務課長。

総務課長（大石 実君）

起債の関係でございますけれども、制度としては可能であろうということです。ただ、一般単独の起債に関しては、交付税の措置は一切無いと言うことでございますので、借金だけになると言いますか、利息だけ付くから今回は一般会計から出したと言うことでございます。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）

今起債関係の説明があつて、はっきり言ってですね、起債は借らんほうが一番よかつですよ、利息もつくから、それだけ基山町が財政的にいい事で、健全財政の上では70億からの起債残高がありますからね、私が言ってるのは、基本的に長期に使う施設については、今の住民たちだけに負担させるんじゃないかと、将来的に利用される人たちも応分の負担をするべきではないかというふうな考えを持っておりますから、いやそれでもいいですよと、基山町今財源がありますから、全部今の世代で払います。これが一番いいと思いますけど。そういう事はですよ、財政当局が十分理解をしてあると思いますけど、どういうもんかと、先ほど言われてますように交付税で跳ね返らないから全部うちから、と言う手もあります。私は、国が緊急措置でして、補助を半分以上も付けるような事業にされてるから、当然それについては、起債についても私は、交付税とか今無いとおっしゃいましたけど、勉強してもろてですね、実際そういう道もあると思いますから、良かったらですね、全額とは言いませんけど50%でも、一般単独債とか、いろんな名目でですね、金利も安いとあるとば、私はそういうことで起債についても十分検討されて財源内訳を検討して頂きたいと思います。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）

この資料を貰って、戸惑ったんですね、鳥飼議員から或いは後藤議員から話が出てますが、何を決めてもらいたいのか、提案理由が何も書いてない、説明ありましたけども、なにを議会で決めなきゃいけないのか、その決めるための資料が、本当に付けられてるのか、例えばですよ、今、談合だ何だといわれる時にですねなぜ指名競争入札を選んだのか、一つ理由が、それから次は予定価格がどうであったのか、予定価格の決め方で、この前言ったように落札はいくらでも変わってくるわけです。ここで決めるのは、この落札をした金額とか入札の結果を議会で承認を得るわけです。それに必要なデータは付いてるか、私は付いてない。じゃあ落札は議会で何を求めようとしているのか。先ほど楽縁きやまとか何とか説明がありましたけども、こんなことは運用ですから、運用を言ってるわけではないわけですね、箱物がどういう価格的に良か

ったのか、入札が指名で或いは一般でと言うのがどうだったのか、予定価格はどうだったのか、どうやって決まったのか、それ概略なかったら入札がどうかという問題が出てくるでしょう。次は落札率の問題が出てきますね。そういう資料が一切ついてない、何を議会に求めようと行政がされているのか、理解できないんです。原因は提案理由が明確でない、その提案理由を説明しようとする資料が揃ってない、そこに一貫性がないからだと思うんですね。先ほど鳥飼議員から財源の問題がありました。財源の心配も結構ですが、一番大事なのはここで、議会でなにを求めようとされているのか、何を議会で決めるのか、運用とかなんかは、今入札の関係ではないと私は思うんですね。今議会に問われているのは、この入札がどうであったかということだけなんです。そしたら当然概略でもですね、ようするに6月議会で補正が組まれたけれども、もともとの仕分けは、建物はこれだけ含んでいるんですよ、エアコン含んでいるんですよ、したがって、耐震性があるんですよ、これだけの価格は妥当ですよと、説明が基本的になきゃ、議会も審議のしょうがないんじゃないですか、いつも私提案理由拘るんです。なぜかって言うのはですね、いつも明確でないから、あと、すきーと1本筋が通らない、理路整然とならない、鳥飼議員からさっき説明があった、当然私は、あれはこっちから質問しなくてもあるべきで、指定業者は何件あるの、なぜ指定したか、指定業者はこれだけ該当があるんです。それ全部出したのか、出さなかったのか、ただそういう事はないと、この臨時議会の招集された意味がないんじゃないかと思うんですが、町長いかがですか。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）

なにを決めればいいのかと言うことでございますけども、入札をして落札をしたと、それを議会でご承認いただくというようなこと、それには確かにいろいろな説明が足りなかった部分もあるかというふうに思いますけども、指名競争入札が、どうかと言うようなその辺からすべてをご説明するというような所までは考えていなかったというようなことでございます。予価格に付きましてこれもやっぱり、説明しなきゃいかんだったと思いますけども、最後に入札成績表というようなこと、このあたりも付けてはおると思います。そういう事でもっともっと説明責任というか、そういうことは必要だろうとは思いますが、今の時点での執行部、行政の取り組みと言うようなことでご理解いただきたいというふうに思っております。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）

あのいつもこう行政を仕事を見ていてですね、あらゆる世界で二分分析というんですよ、何を具体的に達成しなきゃいけないのか、この議会です、そこあたりをきちっとされると提案理由が明確になるとですね、あと出す資料当然明確になってくるわけですね、今日ここで決めなきゃいけない事項は決まっているわけですから、そうしないとここで議会が何も審査も情報がなくて判断することね、情報なくして結審なしという言葉がありますが、情報が与えられなくて、1回、1回質問してですね、まあ

いろんな質問が出てましたけども、実際、ここでやるべき事項に、こう言う、きちっと説明を、事後ですね、これ5,400万円のあれですから、と言うことではないんですけどもそういう一環した資料を説明して頂いて、なるほどそれでこれは妥当だなあと賛成ですね、いやこれはおかしいですね、とこう言うことになるんじゃないかと思うんです。それでは事後よろしく願いをして質問に変えさせていただきます。

議長（酒井恵明君）

他にございませんか。平田議員。

12番（平田通男君）

いろんな議員さんからいろんな質問が出ましたけども、やはり最終的には今片山議員がおっしゃったことが、私は当たっているんじゃないかと思いますが。やはり執行部はもっと臨時議会まで開いてですねそして審議をするということをもっと重く踏まえてやはり、提案をしっかりと頂きたいと思います。だいたい今までですね、こいう事業を展開する場合に1回この予算は通っているんですね、4,900万までは、で今回新たに600万ぐらいを要するわけですが、その中で1,000万の提案がなされていますけども、たまたま今回はですね、まだ契約もしていなかったということで、追加予算が要ってそのために5,000万を越したわけですね、そのことは町長ご存知なんでしょう。4,900万は予算とくに通ってるわけですから、だから手法としては、まあ実際出来ないと思いますけども、まあ5,000万以下に押さえてそしてやれば議会を通さんでもいいわけですね、現実的には、当初予算の中で示す、わざわざ臨時議会まで開いてですよ、臨時議会を開く理由はまだ契約をしていなかったの、当然開かなくてはいけない結果になったわけですから、提案理由を説明される場合にそこをぴしゃっと押さえていただいて、やはり説明をされるべきだと思います。資料をちゃんと提供してなぜ5,000万を越したのか、5,000万を越すためにどういう物がいって、どうなったと言うことをまず説明されることが大前提だと思います。いままでこう言う審議をしてですねこんな意見が出たことはありませんよ。簡単に通ることですよこれ。入り口でつまずいているわけでしょう。私はもっと執行部は勉強してもらいたいと思います。簡単に臨時議会を招集してそして、提案理由も何も説明しないで、簡単にスートと通して、我々が何を審議すればいいのかということも分からない、そういう提案の仕方は無いと思います。私は今後それは改めて頂きたいと思います。以上です。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）

ご指摘のことは、私も分かりますけども、この追加、4,900万から1,000万近くの追加をお願いしたと言うことは、補正予算の中でお願いしたと言うことは十分ではなかったかも分かりませんが、トイレがいろいろあるということ、それから外部の階段をつけにゃきゃいかんということ、そういうもろもろがあって、追加をさせて頂くというようなことで、補正でやっていただいたというような気が致しております。それから、先ほど片山議員のご指摘にもありました、なにを決めればいいのかということ、それに関しましても、いわゆる地方自治法第96条の第1項第5号の規定によるといわゆる契約をする前にはやっぱりちゃんと議決をしていただかないと5,000万以上

ははとそれで、お願いをしておると、この辺の私もここまで説明をするべきだったかも分かりませんが、議案として書いておりますので、そこまでは致しませんでした。そういうことでおちもあつたと思えますけども、今後ともいろいろ考えて準備していきたいと思っております。

議長（酒井恵明君）

平田議員の要望はですね先ほどからでとる、冒頭に鳥飼議員からも出る、片山議員からも出た、そういうことを十分踏まえてですね、今後はひとつ提案して頂きますように議長からもお願いしときます。

ほかにございせんか。原議員。

11番（原 三夫君）

今回の工事請負の問題ですけど、これに参加した業者が4業者ですね、これ規則で4業者以上と以前私たちが議会に入った時期は5業者以上だったんですね、その中でその期間中に規則が改正されて4業者以上と言うことで、4業者でやったという事がございますが、今回のこの工事についての指名願い、該当する指名願い、基山町内と町外、これに該当する指名願いは何社あるんですかね。今回のこの該当者と言うのは県のA Bですよ建築の、それが該当者ですね。でしょ、今度の入札4件は、県の指名願いの等級でAとBの人が基山のAと言うことで、基山ではA級なんですね、県のA Bが、基山町ではA級なんです。それが4社と言うことでできたわけですね、だから県のAとBの等級の方が基山町に指名願いを出してある業者は何件あるかということですよ。それを聞きたいんです。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

申し訳ありません。基山町内は分かりますが、ほかの分は分かりません。

議長（酒井恵明君）

原議員

11番（原 三夫君）

と言うことはね、基山町の分は分かるけど、鳥栖市とか佐賀県内三養基郡内とかその業者の指名該当者は分からないと指名願いを出した、基山町が認めてるやつですよ、それが分からんということはまったく、はなから、まったく基山町内だけと入札業者は、そうなるわけですよ裏返せば。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

指名業者は先ほど言いました4業者と言うことで決めています。町外につきましては、指名願いは町外の方も出してありますけれども、それについては調べておりません。基山町に指名願いは出してあります、しかし何業者あるとかいうのはちょっとここでは分かりません。今回、この主旨が地域活性化ということもございましたので、基山町内の業者と言うことでしております。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）

はい、そういうことですね。それで鳥栖の方は入れないということで、それはもちろん条例ありますので、基山町に支店とか営業所がなければね、これは該当しないと、それとか特別な技術の問題とか、そういうものが対象であれば鳥栖からでも入れるということですけど、ちょっと今日のこの問題とちがうかなあとと思いますけど、その辺の枠の取り外しは考えておられるのか今後ですね、今後その辺の枠の外し方、これをずーと守っていきこうとされておられるのかもうちちょっと広めようとか、その辺の考えは、いやこれはですね、なぜ私はこう言うことを言うかということ、国の方のやり方施策でもですよ、指導の中にもあるように入札関係を見直すという適正法の問題が法律もちゃんとでけてあるじゃないですか、基山町はいっこうに解決の方向に勉強されてないんじゃないかという気が私はするんです。入札適正化法。まったく変わってない基山町というのは。そういうところでは、と私は思っています。それで、端的に今後もずーとこういう方法でやっていきこうと考えられているのか、いやもうちょっと考えていきこうと、一般町民の考え方からちょっと乖離していると、そういういろんな問題をもってあると思いますけども今後の問題として、この入札に外れるかもしれませんが、基本的な考え方、スタンスはどうゆうふうにしてあるのか、そこだけでいいです。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

入札関係でございますけれど、まずは今回の件につきましては、地場産業の育成も考えていかなきゃいけないと思っています。それと、さっき言われてように競争をするということですね、それで、現在まで全然改善されてないということでございますけれども条件付の一般競争入札等も徐々に増やしはして来ておりますので、そういったことで、随時入札に関しては今後も検討をしていきたいとは思っています。今後地場産業育成とそう言った競争性を保つためには、やはり条件付の一般競争入札を増やしていかなければいけないと思っております。以上でございます。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。

無いようですので、第62号議案に対する質疑を終結致します。

次に第62号議案に対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第62号議案を採決致します。本案を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（酒井恵明君）

全員起立と認めます。よって、第62号議案は原案どおり可決しました。

以上をもちまして、平成21年第2回基山町議会臨時会を閉会します。

～ 午前10時51分 閉会 ～

基山町議会会議規則第120条の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

基山町議会議長 酒 井 恵 明

基山町議会議員 重 松 一 徳

基山町議会議員 後 藤 信 八